

福島うちどくネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、福島うちどくネットワーク（以下「ネットワーク」という）という。

(家読)

第2条 「家読（うちどく）」とは「家族ふれあい読書」の略語で、家族が読書を通してふれあいを深めることを意味している。このため、子どもだけでなく家族全員が本を読んでコミュニケーションを図ることを目的としている。

(ネットワークの目的)

第3条 本ネットワークは、福島県内の家読（うちどく）を实践及び推奨している自治体、教育委員会、図書館、公民館、学校及び企業、民間団体と連携することで、それぞれの家読（うちどく）運動を活性化させ、福島県内の子どもの健全育成に広く貢献していくことを目的とする。

(事業)

第4条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 事務局会

本ネットワークの運営について、必要に応じて開催する。事務局会のメンバーは、代表、事務局長、事務局員とする。

(2) 福島うちどくネットワーク連絡会

年1回、福島うちどくネットワークの所属のメンバーを招集して連絡会を開催する。本ネットワークの内容検討や県内の家読の取組状況・普及方策について情報交換をする。

(3) 福島うちどくフォーラム

年1回、本ネットワークが県や市町村と共催し、家読の普及啓発を目的としてフォーラムを開催する。内容については事務局会で検討し、実行委員会を設立して実施する。

(4) 前号に掲げるもののほか、本ネットワークが特に必要と認める事業を行う。

(構成会員)

第5条 本ネットワークは、その目的に賛同する福島県内の有志によって構成する。

(運営経費)

第6条 本ネットワークの会費は徴収しない。事業を実施するにあたっては、開催自治体や企業・団体等の助成金や補助金等をもってあてる。

(組織構成)

第7条 本ネットワークの組織は下記の通りとする。

- (1) 代表
- (2) 事務局長及び事務局員
- (3) 委員
- (4) 顧問

(事務局)

第8条 本ネットワークには、事務局を置き、次の各号に掲げる役割を行う。

- (1) 会員相互の連絡・調整
- (2) 各事業の企画及び提案
- (3) 各事業の会計

(入退会)

第9条 入退会は、会員自身の判断により随時自由にできる。

(事業及び会計年度)

第10条 事業及び会計年度は、4月1日～翌年3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるほか、本ネットワークの運営に関する必要な事項は、福島うちどくネットワーク連絡会で決定する。

附則

(設立)

- 1 本ネットワークの設立は、平成29年2月22日

(施行月日)

- 2 この規約は、平成29年2月22日から施行する。